

海外日本語教師オンライン研修 申請要領

令和5年度用 [NC-OT 2023]



JAPAN FOUNDATION
国際交流基金

1 趣旨

本プログラムは、海外の現職の日本語教師を対象に、オンラインで日本語教育の教授法に関するテーマについて、理論および指導のための基礎知識を学ぶ研修です。

2 研修概要

(1) 令和5年度のテーマは、ア「文字の教え方」、イ「学習を評価する」の2つです。

この研修は、事前学習とライブセッションで構成されます。事前学習では、国際交流基金（JF）日本語国際センターが新たに作成した教材で自習し、課題に取り組みます。ライブセッションでは、日本語国際センターや各国からの参加者をオンラインでつなぎ、ディスカッションしながら、その内容を確認し理解を深めます。

テーマ・略号	実施日程	ライブセッション 実施回数・時間帯 (日本時間)	採用予定人数
文字の教え方 A CH-A	2023年5月16日(火) ～6月19日(月)	5回 毎週火曜日 10:00～11:30	15
文字の教え方 B CH-B	2023年5月17日(水) ～6月20日(火)	5回 毎週水曜日 15:00～16:30	15
学習を評価する A AS-A	2023年5月18日(木) ～6月21日(水)	5回 毎週木曜日 15:00～16:30	15
学習を評価する B AS-B	2023年5月19日(金) ～6月22日(木)	5回 毎週金曜日 10:00～11:30	15

※ 日程は現時点での予定であり、1～2週間前後にずれたり、短縮や延長をしたりする可能性があります。

※ AとBは同内容の研修を年2回実施します。

※ 日程に記載されている曜日と時間は、日本時間ですので、自国での日時を確認してください。

※ ライブセッションは1回あたり90分程度を予定しています。

(2) 研修目標

ア 文字の教え方

「かな」を中心に、文字指導に必要な知識・理論と基本的な指導法を理解することを目標とします。

イ 学習を評価する

学習を評価するための基礎知識と、テストやポートフォリオによる評価の留意点を理解することを目標とします。

3 申請資格

海外で日本語教育を行う教育機関（個人からの申請は受け付けません）。また、参加候補者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければなりません。本研修は日本国籍の方も申請が可能です。

- (1) 対象地域：全世界
- (2) 申請機関と雇用関係にある日本語教師で、研修終了後も当該期間に引き続き勤務することが決定していること。なお、申請時点で、海外の日本語教育機関に勤務していない方、日本語教師として教育実習中の方は対象としません。
- (3) 日本と国交のある国又は日本の国籍を有すること。
※ 台湾の方も申請可能です。
- (4) 2022年12月1日時点で、2年以上の日本語教授年数を持つこと（個人教授及び教育実習の期間は除きます）。
- (5) 日本語運用力につき、申請時点で下記のいずれかを満たしていること。
 - ア 日本語能力試験 N3 程度以上、又は旧日本語能力試験 2 級程度以上
 - イ JF 日本語教育スタンダードで B1 レベル以上※ 日本語能力試験の各レベルの認定の目安は
日本語能力試験公式ウェブサイトの「N1～N5：認定の目安」
<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html> を参照
※ JF 日本語教育スタンダードの各レベルの認定の目安は
JF 日本語教育スタンダード公式ウェブサイト「JF スタンダード資料 2.レベル基準が知りたい」
https://jfstandard.jp/pdf/whole_standard.pdf を参照

4 選考方針

- (1) 当該国、地域・機関での日本語教師研修の必要性、申請機関が「さくらネットワーク」の認定機関であるか、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任/非専任）、影響力等の観点から審査します。
※ 「JF にほんごネットワーク（さくらネットワーク）」については、以下のウェブサイトを参照してください。<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/network/>
- (2) 2022年12月1日時点で、59歳以下の研修参加候補者を優先します。
- (3) 2017年4月から2023年3月31日までに JF 日本語国際センターにおいて、日本語教師研修を受講した人、受講が決まっている人は優先順位が下がります。

5 申請手続

- (1) 締切
2022年12月2日正午（日本時間）
- (2) 申請方法
ア 申請書類を次のページからダウンロードします。

<https://www.jpjf.go.jp/j/program/japanese.html>

イ 本申請要領及び申請書類作成ガイドに従い、申請書類を作成します。

ウ すべての申請書類を完成後、公募申請サイトにアップロードします。

公募申請サイト：<https://www.apply.jpjf.go.jp>

※ 公募申請サイトで操作手順書をご覧ください。

(3) 結果通知

2023年4月

(4) 採否理由等についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

6 参考情報

令和4(2022)年度採用実績

採用87名/申請171件(延べ)

((1) JF日本語教育スタンダード：採用10名/申請20名、(2) 会話の教え方：採用22名/申請26件、(3) 文法の教え方：採用14名/申請33件、(4) 日本語教育と文化：採用11名/申請20名、(5) 作文の教え方：採用19名/申請48件、(6) 読解の教え方：採用11名/申請24名)

7 同意事項

本プログラムに申請した者は、以下の事項に同意したものとみなします。

(1) 研修参加者の義務

JF日本語国際センターの指示に従って、全ての研修活動に参加すること。

(2) 事業に関する情報の公開

ア 採用された場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、JFの事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。

イ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づく開示請求がJFに対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類は開示されます。

(3) 個人情報の取扱い

ア 適用法の遵守

JFは、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、関連する政省令、及び個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU一般データ保護規則(以下「GDPR」という。))」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令(以下「中国法」という。)、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JFの個人情報保護への取組(プライバシーポリシー)については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(法関連)(和) <https://www.jpjf.go.jp/j/privacy/> (英) <https://www.jpjf.go.jp/e/privacy/>

(GDPR関連) <https://www.jpjf.go.jp/e/privacy/index.html#gdrp>

(中国法関連) https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

イ 個人情報の取得

JFは、申請者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等(以下「事業資料」とい

う。)を通じて、以下の個人情報（以下「個人情報」という。）を取得することがあります。また、JF は、一般に公開されたウェブサイトを通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、永住権、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号（携帯電話を含む）、FAX 番号、E メールアドレス、ID 番号、パスポート番号、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

【申請者の経歴や能力に関する情報】

履歴書（学歴及び職歴を含む）、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

【申請者のセンシティブデータ】

既往症、健康診断結果、その他健康に関する情報、銀行口座情報等の個人データ

ウ 個人情報の利用目的・利用期間

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的（以下「利用目的」という。）のために利用します。

(イ) 申請者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF の事業の適正かつ円滑な運営のために、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 事業の策定に利用されます。

(ウ) (イ)の情報に加え、申請者の連絡先（住所、E メールアドレス、電話番号）は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 事業についてのご連絡、今後の JF 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

(エ) JF は、上記の利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。

エ 個人情報の提供

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。

- a 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）
- b 航空会社、保険会社及びその代理店等（海外旅行傷害保険加入等のため）
- c 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
- d 報道機関や他団体（事業の広報のため）
- e その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

(イ) JF は、申請者の健康診断結果や健康情報を、出入国手続き、海外旅行保険への加入及びその請求、出入国後の健康管理や安全管理のために、医療機関や医療従事者、保険会社、研修協力機関又は個人（ホストファミリーを含む）、関係官庁に提供する場合があります。

(ウ) JF は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、申請者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目的の

ために利用又は提供することがあります。

オ 個人情報の越境移転

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、JF 本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

(イ) 前項に定める場合のほか、JF は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、申請者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

カ 個人情報の安全管理

JF は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、申請者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

キ 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

ク 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、JF における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

ケ 事業関係者の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～クの取扱いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いいたします。

コ 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「8 問合せ先」記載の連絡先にお寄せください。

サ 同意の撤回

申請者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

8 問合せ先

(1) 海外

JF 海外事務所一覧：<https://www.jpff.go.jp/j/world/index.html>

JF 海外事務所が所在しない国においては、日本国在外公館（大使館・総領事館等）にご連絡ください。

日本国在外公館一覧：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

(2) 日本国内

独立行政法人国際交流基金 日本語国際センター 教師研修チーム
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-36
Tel: +81-48-834-1182 Fax. +81-48-834-1170
E-mail: urawakenshu@jpf.go.jp

※ 申請要領は以上です。申請書類作成ガイドに続きます。

申請書類作成ガイド

1 提出書類一覧

<input checked="" type="checkbox"/>	名称	様式	要否
	申請書	指定 (PDF)	必須
	申請機関概要	指定 (Word)	必須
	候補者の日本語運用力、日本語教授歴などについて	指定 (Word)	必須
	参加したいテーマを選んだ理由	指定 (Word)	必須

2 申請書記入要領

- (1) 「申請希望テーマ」において複数のテーマを選択可能です（希望通りの順で採用されない場合もあります）。
- (2) 人名は、パスポートの表記に合わせてご記入ください。パスポートをお持ちでない方については、運転免許証等、当該国における公的な身分証明書の表記に合わせてください。
- (3) 申請書は、「英語」や「原語」等の指示があるところ以外は日本語で入力してください。また、記入にあたって「候補者」部分は、候補者が他の人の助けは借りず、自分の力だけで入力してください。